

(代表質問)

質問日	令和6年12月6日(金)			質問方式	分割方式		
質問順位	3	会派名	創造浜松	議席番号	35	氏名	関 イチロー
表 題	質 問 内 容						答弁者の職名
1 金利上昇は浜松市政にどのような影響を与えるのか	日本銀行は2007年以来17年ぶりに、リスク性資産の買入終了を発表し、本年7月に政策金利を0.25%程度に引き上げ、日銀総裁は、異次元の金融緩和について「役割は終わった。普通の金融政策に戻る」と発言した。 そこで、以下伺う。 (1) 市債を発行して事業を実施する際、利息の支払いが必要となり、本来の事業費に上乗せで経費が掛かる。利子は何も生みださないため、なるべく、市債に頼らない方が良いと考えるが、見解を伺う。 (2) 金利の上昇は、公債費にどの程度の影響を及ぼすか。また、金利の上昇対策について伺う。 (3) 現在策定中の令和7年度からの次期財政計画の計画期間において、大幅な金利の上昇や地方財政制度の変更が生じた場合について、計画期間途中での計画見直しの方法について伺う。						中野市長 鈴木財務部長 〃
2 「子ども子育て支援及び少子化対策に関する提言書」及び国への提言、次期総合戦略について	(1) 地方創生特別委員会による「子ども子育て支援及び少子化対策に関する提言書」のアンケート結果と自由記載意見などを踏まえた提言書について、どのような感想・評価をされ、今後どのように取り扱われていくのか伺う。 (2) 指定都市市長会として各政党に対し行った「衆議院議員総選挙公約に対する指定都市市長会緊急要請」の内容が、子ども子育て支援に関して国に求めたいことが従前に比し明確かつ適切であったことは、大いに評価する。本市も提言に記載した状況を踏まえ、地域の実情や必要な施策について、より主体的、より積極的に国に対し働きかけていくことが必要と考えるが、市長の認識について伺う。 (3) 現在作成中の総合戦略の構成や将来推計人口などの考え方について伺う。						中野市長 〃 工藤企画調整部長
3 教員の多忙化解消(学校における働き方改革)について	(1) 昨年度、全国で不登校になった児童・生徒34万6482人、いじめの認知件数71万1633件といずれも過去最高になった。現在の学校現場では、それらの対応のみならず、インクルーシブ教育の実現やヤングケアラーの顕在化、適応障害の児童・生徒、保護者対応など、直面する様々な課題への対応が求められ、学校の役割が顕著に拡大している状況にあると認識しているが、それが多忙化の原						宮崎教育長

※二重線は、分割方式を選択した場合の分割箇所を示すものです。

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
	因であるという考えで良いか伺う。 (2) 今までの多忙化解消対策について、どの様な施策を行い、それにより、どの程度多忙化は解消されてきたのか、また、その効果について見える化(数値化)が必要と考えるが、どうか伺う。 (3) どの様な状態になれば、多忙化は解消されたと言えるのか伺う。	
4 不登校について	本市における平成30年度の不登校児童・生徒数(全欠)は1317人で、6年後の令和5年度は1903人であり、その他の不登校児童・生徒出現率、継続不登校児童・生徒数、新規不登校児童・生徒数のいずれも増加傾向で、更に児童・生徒での区分においても、どの項目をとっても減少を示した年度・項目はなく、この6年間に於ける本市の不登校に関する実態数は見事なほど全てにおいて増加傾向を示している。 そこで、以下伺う。 (1) 不登校児童・生徒に適切な支援を行うためには、支援ニーズを的確に把握することが重要だと考えるが、学校の居づらさを含めた不登校の要因をどのように多面的に捉えているのか、また、以前と比べた最近の傾向についても伺う。 (2) 不登校支援においては、保護者の支援ニーズを把握し、家庭と連携して支援を行うことが大切であるが、保護者支援の取組と居場所について、相談・支援機関などへのつなぎについて、また、この支援のイメージを分りやすく提示することについても伺う。 (3) 不登校児童・生徒の支援ニーズの見立てや外部機関とのつなぎに当たり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが重要な役割を果たすが、今後の増員・配置や処遇などの方針について伺う。 (4) 本市の不登校支援の児童・生徒個人及び制度の課題、また切れ目のない支援など、今後の施策について伺う。	奥家学校教育 部長
5 住民自治(地区コミュニティ協議会の事業費及び地域振興に関わる市の組織体制)について	令和6年1月からの区再編を前に、前期の行財政改革・大都市制度調査特別委員会での議論で、区の数、区役所も少なくなることにより、市民と行政の距離が遠くなるのではないかと議論を経て、本年当初から「地区コミュニティ協議会」制度が発足した。特筆すべきは、この協議会は市長が認定をした組織であるという点にある。 住民自治による「市民力」の向上、地域主権は、民主主義の根幹を成すものだが、今後の人口減少、地域コミュニティの希薄化、社会経済状況の不安定要因と労働人	新谷市民部長

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
	口の減少による地方自治体財政の先細りの可能性などを考えると、この協議会の役割は、更に重要性を増してくるが、成熟した組織は一朝一夕に成るものとは到底考えられない。 そこで、以下伺う。 (1) 本年1月から始まった地区コミュニティ協議会事業の意義と目指すところについて伺う。 (2) 地区コミュニティ協議会の事業を真に今後の住民自治(市民協働)の要と考えるのであれば、独立した事業費を個別に設け、確保し、独立した事業として扱うべきと考えるが伺う。 (3) 地区コミュニティ協議会事業の担当は、市民協働・地域政策課である。その地区コミュニティ協議会事業の事務局機能を担うのは、協働センターであり、所管は区まちづくり推進課であるが、その実務をしているコミュニティ担当職員は区振興課が総括をしている。また、協働センターの業務には生涯学習が位置付けられているが、担当は文化振興担当部長下の創造都市・文化振興課内の生涯学習担当が担っている。更には、市民協働・地域政策課内に「中山間地域振興計画」を作成中の中山間地域振興担当がある事にも違和感を覚える。所掌事務(所管部署)を一度整理する必要があると考えるが、どうか伺う。	